

# 農地耕作条件改善事業実施要領

制定 平成27年4月9日付け26農振第2070号  
最終改正 令和7年12月16日付け7農振第2142号

各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事

殿

農林水産省農村振興局長

## 第1 趣旨

本事業は、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

## 第2 事業実施主体

- 1 要綱第5の4の農業者団体とは、土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織又は農業委員会（ただし、定率助成の事業種類の欄（10）に掲げるものに限る。）とする。
- 2 要綱第5の5の農業法人等とは、農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面的機能支払交付金実施要綱別紙6に規定する活動組織のうち、以下のいずれかを満たす者とする。
  - (1) ハード事業の実施区域がある市町村において、担い手であること又は担い手となることが確実と見込まれること。
  - (2) ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構（以下「機構」という。）から農地を借り受けていること又は借り受けることが確実と見込まれること。
- 3 定額助成の事業種類の欄（1）から（8）まで及び（11）に掲げるものについては、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

## 第3 計画等の作成

- 1 要綱第7の1の機構との連携概要は、別記様式第1号を参考に作成するものとする。
- 2 要綱第7の2の農地耕作条件改善計画は、別記様式第2号により作成するものとする。

- 3 要綱第7の2の「地区」の範囲は、同一の用水系統又は同一の排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するものとする。
- 4 農業者団体、農業法人等が事業実施主体となる場合は、機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、事業に必要な計画を作成するものとする。

#### 第4 事業の申請等

- 1 要綱第8の1の事業採択申請書は別記様式第3号により、要綱第8の2の事業採択通知書は別記様式第4号により、それぞれ作成するものとする。また、要綱第8の4により事業計画等を変更する報告を行う場合には、事業変更報告書は別記様式第5号により作成するものとする。
- 2 要綱第8の4の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
  - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動
  - (3) 農地耕作条件改善計画における附帯計画の追加又は削除
  - (4) 事業実施期間の変更
  - (5) 計画の目標の変更
  - (6) 定率助成の事業種類の欄の(15)、(16)若しくは(17)の追加又は活用する事業種類の変更
- 3 要綱第7の2の(8)の機構集積推進実施計画は、実施地区における市町村長が、都道府県、機構、農業委員会及び土地改良区等の関係機関並びに関係する農業者と必要な調整を行った上で作成し、都道府県知事に提出するものとする。都道府県知事は、市町村が作成した機構集積推進実施計画を確認し、適当と判断する場合は、その計画を基に、都道府県の機構集積推進実施計画を作成し、事業採択申請書に添付するものとする。
- 4 農業法人が事業実施主体となる場合は、機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、第2の2の(1)又は(2)を証明する資料を提出するものとする。
- 5 第2の2に規定する活動組織が事業実施主体となる場合は、機構、都道府県及び関係市町村と調整の上、規約及び事業実施年度前年度における多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知）別記3-1の第5に規定する多面的機能支払交付金に係る実施状況の確認通知書並びに第2の2の(1)又は(2)を証明する資料を提出するものとする。

#### 第5 事業達成状況の報告

要綱第9の1から3までの事業達成状況の報告は、以下のとおり行うものとする。

- 1 「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第2号により行うものとする。
- 2 機構集積推進費については、市町村長は、事業が完了したときは、機構集積推進実施計画に係る事業達成状況を都道府県知事へ報告するものとする。都道府県知事は、市町村が作成した報告書を基に、地方農政局長等へ報告するものとする。
- 3 地方農政局長等への「報告」は、別記様式第6号によるものとする。
- 4 「改善計画」は、別記様式第7号によるものとする。

## 第6 助成

1 要綱第10の1について農村振興局長が別に定める助成単価とは、次に定めるところによる。

(1) 定額助成の事業種類の欄（1）から（8）まで及び（11）にあっては、以下の内容のものとする。なお、助成単価は、別表1の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

ア イに掲げるもの以外のものにあっては、別表1の助成単価の欄の1に掲げるものの

イ 事業完了時までに担い手に集約されている受益地又は集約することが確実と見込まれる受益地にあっては、別表1の助成単価の欄の2に掲げるもの

(2) 定額助成の事業種類の欄（9）及び（10）にあっては、別表2に掲げるものとする。

(3) (1)のイの集約とは、同一の担い手の経営等農用地が1ヘクタール（北海道にあっては3ヘクタール）以上のまとまりを有する状態をいう。なお、一連の作業を継続するに当たって支障のない農地であって、次のいずれかに該当するものをまとまりを有する農地とする。

ア 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

(4) (3)の経営等農用地とは、所有権、利用権（基盤法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

(5) (4)の基幹ほ場3作業とは、稲作にあっては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあってはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあっては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

2 要綱第10の2について助成の対象となる経費は、次に該当するものとする。

(1) 純工事費

(2) 測量設計費

(3) 用地費及び補償費

(4) 船舶機械器具費

(5) 全体実施設計費

- (6) 換地費
- (7) 調査・調整費
- (8) 経理管理・指導費
- (9) 機械作業体系の導入に必要な機械・施設のリース導入等に要する経費
- (10) 労働生産性の向上に必要な機械・施設のリース導入に要する経費
- (11) 機構集積推進費及び高収益作物導入推進費にあっては、生産基盤整備事業（定率助成の事業種類の欄の（1）から（9）までのハード事業をいう。以下同じ。）の総事業費に12.5%を乗じた額とする。ただし、別表3に掲げる地域等において行うものにあっては、同表の助成割合を乗じた額とする。
- (12) 高収益作物導入促進費にあっては、生産基盤整備事業の総事業費に別表4の区分に示す助成割合を乗じた額とする。

## 第7 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け26農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

## 第8 その他

- 1 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 2 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を發揮する暗渠排水をいう。）であって、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 3 機構、市町村、農業者団体又は農業法人等が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、機構、市町村、農業者団体又は農業法人等に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるとともに、契約の手続等の公正性及び透明性を図るものとする。
- 5 事業の着手は、原則として、国からの交付金の交付決定通知を受けて行うものとするが、やむを得ない事情により、交付金の交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第8号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。  
なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2324号農林水産事務次官依命通知）

の規定による交付金交付申請書の2の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 6 定額助成の事業種類の欄の(4)及び(7)に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の(1)に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により受益地の10分の1以上(その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上)の転用が行われた場合並びに定額助成の事業種類の欄の(1)から(3)まで、(5)、(6)、(8)及び(11)に該当するもの及び定率助成の事業種類の欄の(2)から(8)まで((8)については、耕作放棄地解消のための簡易な整備を行ったものに限る。)に該当するものについて、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げる場合を除き、交付金の返還措置を講ずるものとする。

- (1) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。)に係る事業の用に供する場合
- (2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が交付金を返還させないことを相当と認める場合
- (3) (1)及び(2)のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して(北海道にあっては農村振興局長が)特にやむを得ないと認める場合

- 7 6により交付金の返還措置を講ずる場合の交付金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{交付金返還額} = A \times C / B$$

A : 返還対象交付金の総額

B : 受益地の総面積

C : 転用受益地の面積

- 8 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

- 9 本事業の交付対象となる施設及び農業機械については、以下の要件を満たすものに限る。

- (1) 本事業の受益地内において使用するもの
- (2) 農業者2者以上により共同利用するもの

- 10 本事業の交付対象となる施設及び農業機械のシステムサービス提供者(以下「提供者」という。)が、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(令和2年3月農林水産省策定(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>)。以下「GL」という。)で対象として扱うデータ等を受領・保管する場合には、事業実施主体は、事業完了時までに提供者と当該施設及び農業機械の所有者又は管理者においてそのデータ等の受領・保管についてGLに準拠した内容の契約を交わすことを確認すること。

- 11 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第15の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況(作業内容、作業時間、支出額等)を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。

- 12 事業実施主体が都道府県、市町村及び公募選定者以外の場合であって、都道府県が定率助成の事業種類の欄（11）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は1地区当たりの単年度の交付金の交付額が1億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。
- 13 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。
- 14 国等の他の事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助対象としない。
- 15 第2から第5までの規定に基づき作成及び保管すべき書類のうち、電磁的記録により作成及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 16 事業実施主体が土地改良法第111条の9第2号の規定に基づき、土地改良事業の工事（調査・計画・設計・積算や工事発注・進捗管理等）を土地改良事業団体連合会に委託する場合、当該委託経費は第6の2（1）、（2）又は（5）から支弁するものとする。
- 17 定額助成の（1）から（8）まで及び（11）の事業、定率助成の（1）から（7）までの事業及び（14）の事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。
- 18 17に規定する事業以外の事業により盛土・切土等の施工を行うとき又は17の場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この通知は、令和3年12月20日から施行する。

#### 附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8の17及び18の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領第2の2（1）に規定されている中心経営体については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例によることができるものとする。
- 3 この通知による改正後の定額助成の単価については、令和5年度当初予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和4年度当初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 「農地耕作条件改善事業実施要綱の一部改正について（令和7年4月1日付け6農振第2348号農林水産事務次官依命通知）」この通知による改正前の要綱に基づき採択された地区のうち、農地整備・集約推進費を実施する地区の当該推進費の取扱いについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この通知による改正後の定額助成の単価については、令和7年度補正予算以降の予算に係る国の交付に関するものについて適用し、令和7年度当初予算以前の予算に係る国の交付に関するものについては、なお従前の例による。

別表1（定額助成（ハード事業））

事業種類	事業内容等	助成単価(※1)	
		1. 通常	2. 集約化する場合
(1) 区画拡大			
ア 水路変更なし	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	27.5万円/10a 【20万円/10a】  25.5万円/10a 【18.5万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	30.5万円/10a 【22万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 簡易整備工（ブルドーザ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	8万円/10a 【7万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 畦畔除去（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）	4万円/100m 【4万円/100m】
	緩傾斜化	畦畔で隣接するほ場の高低差1.5mの30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)に緩傾斜化	13万円/10a 【9万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm超、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大	46.5万円/10a 【33万円/10a】
イ 水路変更あり	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置	56万円/10a 【39.5万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差10cm以下、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場2枚を60m×100m(60a)のほ場1枚へ区画拡大 ほ場整備整地工（ブルドーザ、バックホウ）、法面整形工（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ、雑物除去）、構造物撤去、管設置	30.5万円/10a 【22万円/10a】
(2) 暗渠排水	バックホウ工法、表土扱いあり	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】
	バックホウ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	26万円/10a 【19万円/10a】
	トレンチャ工法、表土扱いなし	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管（管径50mm～60mm）を3本埋設 掘削（トレンチャ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	21.5万円/10a 【16万円/10a】
(3) 湧水処理	表土扱いあり	本暗渠管（管径50mm～60mm）設置 表土はぎ取り等（ブルドーザ）、掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	28.5万円/100m 【20万円/100m】
	表土扱いなし	本暗渠管（管径50mm～60mm）設置 掘削（バックホウ）、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設（バックホウ）、埋戻（バックホウ）、耕地復旧（トラクタ）	27.5万円/100m 【19.5万円/100m】

事業種類		事業内容等	助成単価(※1)	
			1. 通常	2. 集約化する場合
(4) 末端畠地 かんがい施設	樹園地	掘削（バックホウ）、管布設（人力）、散水設備、埋戻（バックホウ） ほ場外からの接続管	35万円/10a 【24.5万円/10a】	42万円/10a 【29万円/10a】
	樹園地以外の畠地		21.5万円/10a 【15万円/10a】	25.5万円/10a 【18万円/10a】
	給水栓設置のみ		7万円/10m 【5万円/10m】	8万円/10m 【6万円/10m】
			2.5万円/箇所 【2万円/箇所】	3万円/箇所 【2万円/箇所】
(5) 客土		客土材運搬（バックホウ、ダンプトラック）、客土材散布・整地（ブルドーザ、バックホウ）	27.5万円/10a 【19万円/10a】	33万円/10a 【22.5万円/10a】
(6) 除礫		除礫（ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック）、整地（ブルドーザ）	25万円/10a 【17万円/10a】	30万円/10a 【20万円/10a】
(7) 更新整備	ア 用水路	300×300mm 土工（バックホウ）、用水路工、附帯工（枠据付工、取水ゲート据付工）	15万円/10m 【10.5万円/10m】	18万円/10m 【12.5万円/10m】
	イ 排水路	500×500mm 土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）	28万円/10m 【20.5万円/10m】	33.5万円/10m 【24.5万円/10m】
	ウ 農作業道	幅4m 土工（バックホウ）、排水路工、仮設工（水替え、マット敷設）	12.5万円/10m 【8.5万円/10m】	15万円/10m 【10万円/10m】
	エ 畦畔	300×300mm, 勾配1:1.0 畦畔築立（バックホウ）	16万円/100m 【11万円/100m】	19万円/100m 【13万円/100m】
	オ 排水口	320×445×700mm 土工（バックホウ）、附帯工（枠据付工）	5万円/箇所 【3.5万円/箇所】	6万円/箇所 【4万円/箇所】
	カ 特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める		
(8) 畑作転換工	ア 額縁排水溝	額縁排水溝（バックホウ）	1.5万円/100m 【1万円/100m】	1.5万円/100m 【1万円/100m】
	イ 酸度矯正	酸度矯正（トラクタ、スプレッダ）	0.5万円/10a 【0.5万円/10a】	0.5万円/10a 【0.5万円/10a】
(11) 病害虫対策	反転耕	反転耕（バックホウ）50cm以上	30万円/10a 【22万円/10a】	
	混層耕	混層耕（トラクタ、プラウ）耕起深60cm以上	2.5万円/10a 【1.5万円/10a】	
	堆肥施用	堆肥施用（トラクタ、スプレッダ）	3.5万円/10a 【2万円/10a】	
	明渠排水	明渠排水（バックホウ）	1.5万円/100m 【1万円/100m】	

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。

※1 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。

※2 (1) から (6) まで、(8) 及び (11) にあっては、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(7)にあっては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア (1) にあっては、受益面積10アール当たり2万5千円（施工延長100メートル当たり1万円）を減算

イ (2) にあっては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算

ウ (3) にあっては、施工延長100メートル当たり1万円を減算

※4 (2) に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり4万円を加算するものとする。

※5 (2) 及び (3) に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり((3)にあっては施工延長100メートル当たり)3.5万円を加算するものとする。

※6 (2) に関して、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり2万円を加算するものとする。

※7 (2) に関しては、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10/L \times \text{助成単価}$$

※8 (7) のエにあっては、幅広畦畔の場合は5万円/100m、購入土が必要な場合は3万円/100m（幅広畦畔の場合は10万円/100m）、防草シートを設置する場合は15万円/100mをそれぞれ加算するものとする。

別表2（定額助成（ソフト事業））

事業種類		助成単価
(9) 条件改善推進費		単年度当たり 300万円迄
(10) 高収益作物転換支援		
ア 高収益作物転換 推進費	ハード事業の受益面積の1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 300万円迄
	ハード事業の受益面積の1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 400万円迄
	ハード事業の受益面積の1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり 500万円迄
イ 新植・改植等支援		
(ア) 新植・改植支援	果樹の新植・改植	
	慣行樹形等	うんしゅうみかん等のかんきつ類
		りんごのわい化栽培
		ぶどう（加工用）の垣根栽培
		主要果樹（かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。）（ただし、アからウまでに掲げる場合を除く。）
		上記のいずれの場合にも該当しない場合
		15（17）万円/10a
	省力樹形	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）
		高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）
		根域制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）
		根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等）
		ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）
		朝日ロンバス方式（りんご）
		V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）
		上記のいずれの場合にも該当しない場合
	茶の新植・改植	
(イ) 幼木管理支援	果樹に係るもの	
	茶に係るもの	
(ウ) 経営継続発展支援	大苗の育成支援	
	代替農地での営農支援	
	省力技術研修支援	
ウ 園芸作物モデル産地形成支援	単年度当たり 300万円迄	

※1 (9) 並びに(10)のア及びウの助成の限度額は、助成単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。

※2 (10)のアを実施する場合は、※1に示す限度額の範囲内で(9)を実施することができる。

※3 (9)においては、以下に掲げる事業を実施することができる。

- ア 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進、水田貯留機能向上等に関する調査・調整活動
- イ ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要となる調査、測量、設計、関連計画の策定
- ウ 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

※4 (10)のアにおいては、以下に該当する事業を実施することができる。

- ア 農産物の需給動向や消費者ニーズの把握、効果的な輪作体系の検討等、高収益作物転換プランの作成に当たって必要となる支援
- イ 現場での講習・研修会の開催や加工品の試作、試験販売、販売戦略の検討等、営農定着の促進に当たって必要となる支援
- ウ 高収益作物導入に向けて、専門家による基盤整備に係る技術的な指導・助言を受けるに当たって必要となる支援

※5 (10)のイの(ア)の単価は新植支援単価（括弧書きは改植支援単価）

※6 (10)のイの(ウ)は、以下の取組を実施することができる。

- ア 大苗の育成支援においては、改植後の早期成園化を図るため、あらかじめ大型の苗を育成する取組
- イ 代替農地での営農支援においては、未利用の農地等を取得又は賃借等して野菜等を栽培することにより代替的な収入を確保するための取組
- ウ 省力技術研修支援においては、成園後の省力・効率的生産の実現に向けて、省力樹形の仕立て方法や管理技術、作業機械の効率的な操作方法等を習得するための取組

※7 (10)のウにおいては、産地の合意形成、生産体制の整備、試験栽培の実施、加工適正試験、GAP・トレーサビリティの導入及び販路の拡大を実施することができる。

別表3（地域等ごとの推進費の助成割合）

地域等	事業実施主体		
	都道府県	市町村	その他
1 北海道			
(1) 一般	7.5%	12.5%	12.5%
(2) 畑地帯	5.5%		
(3) 離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畠地帯、指定棚田地域	2.5%	10%	12.5%
2 沖縄県	2.5%	6%	9%
3 奄美群島振興特別措置法（昭和29年法律第189号）に基づく指定地域			
(1) 一般	7%	8%	12.5%
(2) 水田地帯であつて農業用排水施設の整備を行うもの	2%		
(3) 畑地帯	7.5%		
4 離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畠地帯、指定棚田地域	7.5%	10%	12.5%

※1 離島とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。

※2 半島とは、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された半島をいう。

※3 特別豪雪地帯とは、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された地域をいう。

※4 振興山村とは、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。

※5 過疎地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和5年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特定市町村」という。）を、令和5年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下単に「特別特定市町村」という。）を含む。）をいう。

※6 特定農山村地域とは、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。

※7 急傾斜畠地帯とは、旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。

※8 指定棚田地域とは、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。

別表4（促進費の助成割合）

区分	高収益作物転換率	助成割合	助成額
高収益作物導入 促進費	50%以上	12.5%	生産基盤整備事業の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
	40%以上 50%未満	10.0%	
	30%以上 40%未満	7.5%	